

様式第1号（第4条関係）

白岡工業団地振興会有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

（あて先）白岡工業団地振興会  
会長 佐藤 肇

住 所  
事業所名  
電 話  
担当者氏名

白岡工業団地振興会有料広告掲載に関する要綱第4条1号の規定により、  
広告の原稿、電子データを添えて下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

記

掲載期間 平成 年 月から平成 年 月まで

※1月単位、最大6月まで

(裏面)

掲載条件

1. 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 会の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制等に関する法律第2条の適用を受ける業種であるもの
  - (3) 貸金業の規制等に関する法律第2条の適用を受ける業種であるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に関するもの
  - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあること
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと会長が認めるもの
2. 広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、会員事業所の広告については、非会員の事業所の広告に優先します。
3. 広告主は、申込日翌日から起算して10日以内に、掲載料を一括納付してください。
4. 広告掲載位置は、会の指定する位置となります。
5. 広告に関する責任は、広告主の負担とします。
6. 広告の原稿または電子データの作成経費は、広告主の負担とします。
7. 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、または広告掲載の決定を取消すことがあります。
  - (1) 10日以内に原稿または電子データを提出しなかったとき
  - (2) 10日以内に掲載料を納付しなかったとき
  - (3) 広告掲載にかかる手続等において広告主の虚偽が判明したとき
  - (4) 掲載する広告の発行が、会の運営上支障があると会長が認めたとき
8. 自己の都合により広告掲載の取り下げをする場合は、既納の掲載料は還付いたしません。
9. 7の規定により掲載の取消しまたは事故、天災事変等の不可抗力その他会の責めによらない原因により掲載者が受けた損害については、会はその賠償の責めを負わないものとする。

掲載料

1 枠	月 額	会 員	3, 0 0 0 円	1月単位で、最大12月 まで
		非会員	6, 0 0 0 円	